

地球温暖化対策の推進について

【現状認識】

平成13年度における我が国の温室効果ガス排出量は、鉱工業生産活動が減少したことや、暖冬の影響もあり、前年度に比べ約2.5%減少しているが、依然として基準年排出量を5.2%上回っており、京都議定書の6%削減約束達成のためには合計11%の削減が必要となっている。地球温暖化対策推進大綱に示された施策の平成14年度の実施状況は、施策全般にわたって進展や具体化がみられているといえるが、業務その他部門、家庭部門、運輸部門における二酸化炭素排出量は、依然として増加傾向にある。6%削減約束の達成に向けては、なお一層の排出削減・吸収源対策を進めていかなければならない。

【取組状況】

産業部門のエネルギー起源二酸化炭素排出削減対策として、審議会での審議、工場総点検、アンケート調査等により、各業種・団体の自主行動計画の実施状況のフォローアップを行った。

民生部門のエネルギー起源二酸化炭素排出削減対策として、ガス・石油機器等7機器をトップランナー基準対象機器に追加したほか、省エネ法の改正による、大規模オフィスビル等への中長期的な省エネ計画の作成・提出、定期報告等の義務付け、特定建築物の新築・増改築時の省エネルギー措置の届出の義務付けや住宅性能表示制度の活用等による省エネルギーに配慮した建築物・住宅の普及促進、省エネルギー基準に適合した市街地住宅等に対する補助事業による支援を行った。

運輸部門のエネルギー起源二酸化炭素排出削減対策として、自動車税のグリーン化、補助制度等によるクリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車の普及促進や、燃料電池自動車の早期実用化に向けた技術開発、実証試験等を推進した。また、ノンストップ自動料金支払システム（ETC）の整備や道路交通情報システム（VICS）の推進等交通流対策を推進、モーダルシフト・物流の効率化へに向けた実証実験の支援、鉄道駅における乗り継ぎ円滑化への支援、公共車両優先システムの整備をはじめとする公共交通機関の利用促進等を推進した。

エネルギー供給面の二酸化炭素排出削減対策としては、電気事業者に販売電力量に応じて一定割合の新エネルギー等を利用して得られる電気の利用を義務付ける、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法が制定、一部施行された。また、安全確保のための点検等のため運転停止している多くの原子炉について、国民の信頼回復及び再発防止のため、原子力関係法の改正を始め最大限の努力を行った。

非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制対策としては、循環型社会形成推進基本計画の策定や、容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画の策定、食品リサイクル法の推進、下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等の対策を講じた。

代替フロン等3ガスの排出抑制対策としては、フロン回収破壊法に基づく、業務用冷凍空調機器・カーエアコンに充填されたフロンの回収の義務化や、3ガスの排出抑制に向けた各分野ごとの自主行動計画の参加団体の拡大等が行われた。

革新的な環境・エネルギー技術の研究開発としては、総合科学技術会議の地球温暖化研究イニシアティブのもとで、総合的に技術開発を推進した。また、「温暖化対策技術プロジェクトチーム」を設置し、革新的環境・エネルギー技術等の研究開発などに関する状況等について調査・検討を行った。

国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進として、平成14年7月に、政府自らが平成18年度を目標にして平成13年度比で温室効果ガス総排出量を7%削減する等の目標を掲げた実行計画を策定したほか、46都道府県、1016市町村（14年度末累計）が実行計画を策定した。また、環の国くらし会議の開催によるライフスタイルの変革に向けた国民運動を展開した。

吸収源対策としては、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の策定等を通じた森林の整備・保全、木材利用の推進等を行ったほか、バイオマス・ニッポン総合戦略の策定を通じたバイオマスの利活用を推進した。また、477市町村（平成13年度末累計）による緑の基本計画の策定等を通じた都市緑化の推進を行った。

京都メカニズムの活用としては、地球温暖化対策推進本部の下に京都メカニズム活用連絡会を設置し、共同実施及びクリーン開発メカニズム事業の承認のための手続き等を決定、これまでに共同実施1件、クリーン開発メカニズム4件を事業承認した。また、削減クレジットの国別登録簿の整備に着手した。

地球温暖化対策の国際的連携の確保としては、京都議定書の早期発効を目指して、ロシアをはじめとする未締結国に対する働きかけを進めたほか、米国や途上国を含むすべての国が参加する共通ルールの構築を目指して、米国との八

イレベル及び事務レベルでの協議や途上国協力を推進した。また、主要国政府関係者を招待して、将来の排出削減に向けた具体的行動について話し合う非公式会合を主催した。

このほか、温室効果ガス排出量・吸収量算定のための国内制度の整備、監視・観測体制の強化及び調査研究の推進、その他の施策を推進した。

【今後の課題】

産業部門におけるエネルギー起源二酸化炭素排出削減対策については、自主行動計画未策定業種の省エネ対策のフォローアップや、業界団体による会員企業へのフォローアップ体制の充実等が課題であることから、今後、自主行動計画における目標に比べ大幅に省エネルギー対策の進捗状況が乖離している業種や自主行動計画未策定業種に対して工場総点検等を実施する。

民生部門におけるエネルギー起源二酸化炭素排出削減対策については、トップランナー基準の対象機器を拡大する上で不可欠な測定方法の検討や、エンドユーザーへの法改正の周知徹底等が課題であることから、対象機器の拡大に必要な検討や、改正省エネ法の着実な運用等を図る。

運輸部門におけるエネルギー起源二酸化炭素排出削減対策については、クリーンエネルギー自動車を含む低公害車・低燃費車の更なる普及拡大や、燃料電池自動車の経済性・耐久性の向上や円滑な普及を図るための安全性の確保を前提とした規制の再点検、モーダルシフトに対する関係者の合意形成、事業者による自発的な公共交通機関の利便性向上等が課題である。このため、引き続きクリーンエネルギー自動車を含む低公害車や低燃費車に必要な支援措置を講ずるとともに、燃料電池自動車に係る技術開発・実証試験の更なる推進や民間事業者とも連携した規制の再点検を実施する。また、交通需要マネジメント(TDM)施策の推進、交通安全施設の整備等交通流対策の推進、モーダルシフトに関する実証実験の充実、ICカード導入の支援等を図る。

エネルギー供給面の二酸化炭素排出削減対策では、安全性の確保を大前提とする原子炉の運転再開への地元の理解と信頼回復が課題であることから、引き続き最大限の努力を図る。

非エネルギー起源二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素の排出抑制対策については、3Rの一層の推進が課題であることから、技術の開発、導入支援等による計画の目標の達成や、バイオマス・ニッポン総合戦略に基づくバイオマスの利活用を図る。

代替フロン等3ガスの排出抑制対策については、フロン回収破壊法の更なる

周知・徹底や、温室効果のより小さな代替物質やそれを使用した製品情報の質・量の拡大が課題であることから、引き続き、最新情報の発信、NPOや関係業界との意見交換の充実を図り、また、自主行動計画のフォローアップの更なる徹底を図る。

革新的な環境・エネルギー技術の研究開発については、実用化できる技術の開発が課題であることから、施策の連携等を図りつつ研究開発を推進する。

国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進については、全ての地方公共団体における実行計画の策定や、ライフスタイルの変革に有用な情報提供の質・量の拡大が課題であることから、地方公共団体への実行計画の策定支援を図るとともに、具体的な製品や対策の情報が国民一人ひとりに直接届くような取組を推進する。

吸収源対策については、森林吸収源10カ年対策の達成に必要な整備水準の確保、バイオマスの利活用に関する情報の浸透が課題であることから、引き続き、地方公共団体、NPO、森林所有者等の幅広い参加による適切な森林の整備・保全、木材利用の推進、情報拠点の創設等を通じた国民理解の醸成を図る。また、都市緑化等の推進の仕組みを充実する。

京都メカニズムの活用については、民間事業者等の取組の支援体制の強化が課題であることから、各種の支援の更なる拡充を行う。

地球温暖化対策の国際的連携の確保については、ロシアの批准、米国との幅広いチャンネルを通じた議論、途上国との信頼関係の醸成が課題であることから、ロシアに対する批准のより一層の働きかけ、政府間協議やセミナー等を通じた米国への働きかけ、途上国との対話及び支援を引き続き行う。

16年度には、地球温暖化対策推進大綱のステップ・バイ・ステップのアプローチに沿って対策・施策の進捗状況を評価し、必要な追加的対策を講じる。